

白子町地域農業担い手支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域農業の担い手の育成、確保を図るため、経営規模の拡大、農業生産性の向上及び効率化等に取り組む経営発展を図ろうとする担い手に対し、必要な農業用機械・施設等の導入を支援するため、予算の範囲内において白子町地域農業担い手支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、白子町補助金等交付規則（昭和47年白子町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者等)

第2条 補助金の交付対象となる者は、町内に所在地又は住所を有するものであって、町内で農業を営む次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生産組織（3戸以上の農業者で組織する団体及び農業を営む法人等をいう。以下同じ。）
- (2) 地域計画に位置づけられている中心経営体等
- (3) 認定新規就農者

2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、農業の生産性の向上及び効率化を図るために新規で購入する農業用機械施設等で別表1のとおりとする。

3 補助対象者ごとの経営規模区分、目標区分及び補助率は別表2のとおりとする。

4 補助の対象となる経費は、消費税及び地方消費税を除いた農業用機械施設等の購入に要する経費とする。

5 補助金の交付は、補助対象者が補助金の交付を受けた年度から起算して5年を経過していなければ次回の補助金の交付を受けることはできない。なお、補助対象者が第1項1号に属する場合も同一経営体とみなすものとする。また、補助対象者が他の生産組織で交付を受ける場合も同一経営体としてみなすものとする。

(申請)

第3条 規則第3条の規定による補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、町長が定める日までに白子町地域農業担い手支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）及び事業計画書その他町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第4条 町長は、前条の規定による申請（以下「交付申請」という。）を受けた場合は、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等をし、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の場合において必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることがある。

(交付の条件)

第5条 規則第5条に規定する必要な条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業内容を変更する場合には、町長の承認を受けること。
- (2) 事業等を中止し又は廃止する場合には、町長の承認を受けること。
- (3) 事業等が予定の期間内に完了せず又は事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの。

(承認申請)

第6条 前条第1号及び第2号の規定により町長の承認を受けようとする場合には白子町地域農業担い手支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(別記様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定により実績報告をしようとする場合には、白子町地域農業担い手支援事業実績報告書(別記様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、白子町地域農業担い手支援事業補助金交付確定通知書(別記様式第5号)により速やかに補助事業者へ通知するものとする。

(請求書)

第9条 規則第15条の規定による補助金の交付の請求をしようとする補助事業者は白子町地域農業担い手支援事業補助金交付請求書(別記様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(目標状況報告)

第10条 補助事業者は、各年度における目標達成状況を白子町地域農業担い手支援事業目標達成状況報告書(別記様式第7号)により当該年度の翌年度の6月30日までに町長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告は、補助金の交付を受けた年度から起算して3年度分まで行うものとする。ただし、その間に目標を達成した場合は、達成した年度分までとする。
- 3 補助事業者は、補助金の交付を受けた年度から起算して3年度分までに目標を達成できなかった場合は、白子町地域農業担い手支援事業目標達成改善状況報告書(別記様式第8号)により、速やかに町長に報告しなければならない。
- 4 町長は、前項の規定による報告があった場合は、改善のための必要な措置を命ずるとともに、その履行を確認しなければならない。

附 則

この要綱は、公示の日から施行し、令和7年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表1（第2条第2項関係）

区 分	対象となる機械等の種類	備考
水 稲	乗用田植機、トラクター、自脱型コンバイン、もみすり機、乾燥機 その他町長が認める農業用機械等	
露地園芸	は種機、定植機、管理作業機、収穫機、出荷調整機械 土づくり機械、防除機 その他町長が認める農業用機械等	
施設園芸	パイプハウス、低コスト耐候性ハウス、高設栽培施設、養液栽培施設、ハウスの省エネ施設、被害防止施設（多目的防災網等）、省力化機械、防除機、集出荷施設、小型予冷库 その他町長が認める農業用施設等	
畜 産	自動給餌機、自動給水機、自動飼料調製機、自動搾乳機、保温機 その他町長が認める農業用機械等	
スマート農業	自動操縦装置、ロボット草刈機、農業用無人車、乗用収穫機、収穫ロボット、ドローン、データ駆動型農業に資する機械、スマート哺乳システム その他町長が認める農業用機械等	パソコン、スマートフォン、タブレット端末等の機器及び通信費は対象外

別表 2 (第 2 条第 3 項関係)

補助対象者	経営規模区分	目標区分 (1 つ選択)	補助対象経費の補助率
1 生産組織	(1) 水稲 : 30ha 以上 (2) 水稲以外 : 1 ha 以上	ア 現状の経営面積から 5 % 以上の拡大 イ 現状の売上げの 5 % 以上の増加 ウ 農業経営の法人化	① 1 / 3 以内 (上限 1 0 0 万円) ② 国・県補助事業の上乗せの場合 1 / 2 以内 (上限 1 0 0 万円)
	(1) 水稲 : 30ha 未満 (2) 水稲以外 : 1 ha 未満	ア 現状の経営面積から 1 0 % 以上の拡大 イ 現状の売上げの 1 0 % 以上の増加 ウ 農業経営の法人化	
2 地域計画に位置づけられた中心経営体等	(1) 水稲 : 10ha 以上 (2) 水稲以外 : 0. 5ha 以上	ア 現状の経営面積から 5 % 以上の拡大 イ 現状の売上げの 5 % 以上の増加 ウ 農業経営の法人化	
3 認定新規就農者	(1) 水稲 : 10ha 未満 (2) 水稲以外 : 0. 5ha 未満	ア 現状の経営面積から 1 0 % 以上の拡大 イ 現状の売上げの 1 0 % 以上の増加 ウ 農業経営の法人化	

備考 (1) 目標区分に掲げた目標は、補助事業実施年度の翌々年度末までに達成する目標とする。

(2) 交付を受ける年度から対象者については、米の生産数量目標を達成すること。

別 記

第1号様式（第3条関係）

白子町地域農業担い手支援事業補助金交付申請書

年 月 日

白子町長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（団体名及び代表者名）

印

白子町地域農業担い手支援事業補助金の交付を受けたいので、白子町補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

1 事業の目的

2 事業の内容

事業実施主体				
経営規模区分				
目標区分				
事業対象機械施設等				
事業費				
負担区分	国・県補助金	町補助金	自己負担	
着工（予定）年月日/ 竣工（予定）年月日	着工（予定）年月日		竣工（予定）年月日	
目標効果	現状	1年度目	2年度目	3年度目
事業完了（予定）年月日	円			
添付書類	1 事業計画書 2 見積書 ※2者以上 3 カタログ等 4 その他			

第2号様式（第4条関係）

白子町地域農業担い手支援事業補助金交付決定通知書

白子町産指令第 号
年 月 日

申請者 住所（所在地）
氏名（団体名及び代表者名）
様

白子町長 印

年 月 日付けで申請のあった白子町地域農業担い手支援事業補助金の交付
について次のとおり決定したので、白子町補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

1 補助金の額

(1) 補助対象経費 金 円

(2) 交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 補助事業者は、白子町補助金等交付規則及び白子町担い手支援事業補助金交付要綱の規定に従わなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、目標を達成した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- (3) 補助事業者によって取得した農業機械施設等は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに当該農業機械施設等の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 補助事業者によって取得した農業機械施設等は、「大蔵省令」に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、「農林省令」に定められている処分制限期間に相当する期間において、処分（廃棄し、譲渡し、交換し、担保に供することその他これに類する行為をいう。）してはならない。

第3号様式（第6条関係）

白子町地域農業担い手支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

白子町長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（団体名及び代表者名）

印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、白子町地域農業担い手支援事業補助金について、下記のとおり事業を変更（中止・廃止）したいので、白子町補助金等交付規則第5条の規定により申請します。

記

変更・中止・廃止の理由	
変更の内容 (補助金の額を含む)	変更前
	変更後
変更・中止・廃止年月日	年 月 日
添付書類	1 事業変更計画書 2 その他

白子町地域農業担い手支援事業変更・中止・廃止承認通知書

年 月 日

申請のとおり 承認する。

承認しない。

白子町長

印

第4号様式（第7条関係）

白子町地域農業担い手支援事業実績報告書

年 月 日

白子町長 様

申請者 住所（所在地）
氏名（団体名及び代表者名）

印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、白子町地域農業担い手支援事業補助金について、下記のとおり事業を実施したので、白子町補助金等交付規則第12条の規定により報告します。

記

補助対象者区分					
経営規模区分					
目標区分					
事業対象機械 施設等	名 称				
	保管場所				
着手年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日		
交 付 決 定 額		円			
既 交 付 額		円			
補 助 対 象 経 費 精 算 額		円			
事 業 費					
負 担 区 分	国・県補助金	町補助金	自己負担		
添 付 書 類	1 契約書（写し） 2 納品書、請求書及び領収書の写し 3 完成写真又は機械導入後の写真 4 その他（ ）				

第5号様式（第8条関係）

白子町地域農業担い手支援事業補助金交付確定通知書

白子町産達第 号
年 月 日

補助事業者 住所（所在地）
氏名（団体名及び代表者名）
様

白子町長 印

年 月 日付けで実績報告のあった白子町地域農業担い手支援事業補助金について、次のとおり補助金の額を確定したので、白子町補助金等交付規則第14条の規定により通知します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	白子町産指令 第 号
事業対象機械施設等			
補助対象経費精算額	金		円
交 付 確 定 額	金		円

第6号様式（第9条関係）

白子町地域農業担い手支援事業補助金交付請求書

年 月 日

白子町長 様

申請者 住所（所在地）
氏名（団体名及び代表者名）

印

年 月 日付け、白子町産達第 号で確定のあった白子町地域農業担い手支援事業補助金について、白子町補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。

補助金交付請求額 金 円

白子町地域農業担い手支援事業目標達成状況報告書

年 月 日

白子町長 様

申請者 住所（所在地）
氏名（団体名及び代表者名）

印

白子町地域農業担い手支援事業の目標達成状況について、白子町地域農業担い手支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 事業概要

事業実施主体	
事業実施年度	
目標区分	
目標達成（予定）年度	

2 目標達成状況

目標区分	目標達成状況 (上段：計画 下段：実績)			1年度目 達成状況 (%)	2年度目 達成状況 (%)	3年度目 達成状況 (%)
	1年度目	2年度目	3年度目			

※実績値が確認できる書類を添付すること。

白子町地域農業担い手支援事業目標達成改善状況報告書

年 月 日

白子町長 様

申請者 住所（所在地）
氏名（団体名及び代表者名）

印

白子町地域農業担い手支援事業の目標達成状況について、白子町地域農業担い手支援事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により、次のとおり報告します。

1 事業概要

事業実施主体	
事業実施年度	
目標区分	
目標達成（予定）年度	

2 目標達成状況

目標区分	目標達成状況 (上段：計画 下段：実績)			4年度目 達成状況 (%)	5年度目 達成状況 (%)	6年度目 達成状況 (%)
	4年度目	5年度目	6年度目			

※実績値が確認できる書類を添付すること。

3 目標達成できなかった理由

4 目標達成のための改善方法